茂原市自治基本条例を考える市民の会　委員の皆様へ

このたびは「茂原市自治基本条例を考える市民の会」（以下「市民の会」）へご参加くださり、ありがとうございます。参加に際していくつか説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 市民の会の会場について

市民の会の会場は原則として茂原市役所市民室を使用しますが、確定申告期間（２月中旬～３月中旬）は申告会場として使用されるため、市役所１階１０２会議室を使用することとします。

2. ２月・３月の会議日程について

２月１６日（木）１８時～２１時
３月１５日（木）１８時～２１時
３月２９日（木）１８時～２１時
※会場は１０２会議室

４月以降については、委員の皆様とご相談の上、３月中に決定したいと考えています。

3. 参加の手引き

① 出欠について

急な体調不良などにより欠席される場合は、事務局の企画政策課 0475-20-1516 までご連絡ください。

② 名札について

机の上に名札をお配りしますので、首から提げて講座にご参加ください。会議の終了後は机の上に置いてお帰りください。

③ 事務局からのお知らせについて

急な災害などにより会議を中止することとなった場合などに、事務局から連絡をいたします。固定電話や携帯電話、メールなど、緊急連絡先をご登録ください。また、委員同士の交流を図る場として、メーリングリストや Facebook などのソーシャルメディアの活用も検討しています。

④ 諸手続きなど

やむを得ない事情などで委員を辞退される場合などは、お早めに事務局までご連絡ください。

⑤ 会場での飲食について

18 時から 21 時という時間帯を考慮し、会場内への軽食および飲料の持ち込みについては可とします。他の委員の迷惑にならない範囲で飲食してください。

市民の会　主なQ&A

Q.市民の会の運営に委員は参加できますか？
A.市民の会を「自治」していただくことは、自治基本条例づくりの第一歩です。運営にも積極的に参画していただけるよう、世話人会の設置などを検討します。

Q.委員同士で連絡をとれるような名簿はありますか？
A.氏名のみを記した名簿を配布します。氏名以外の個人情報については、皆さんの判断で情報交換してください。また、メーリングリストやFacebookなどのソーシャルメディアを活用した交流については、事務局へご相談ください。

Q.市民の会の２回目以降から途中参加することはできますか？友人を誘ってもいいですか？
A.原則として発足メンバーで会議を運営していただきたいと考えています。タウンミーティングや市民フォーラムなど、市民の皆様に参画いただく場面がさまざまありますので、ぜひお友だちをお誘いください。

Q.２回目以降はどんな内容の会議を行うのですか？
A.合意形成のための手法である「ファシリテーション・スキル」について学びながら、市政に関する情報の共有、市民の会の会則作成など、第１ステージとして「対話と学習」をしていただきたいと考えています。４月以降については、具体的にまちづくりのイメージについて共有し、ワークショップの手法を活用するなどして、現状と課題の分析をしていただきたいと考えています。

Q.市民へのPRの方法は？
A.定期的な広報紙の発行、市民の会独自のブログ開設などを考えています。